

2016年6月7日

ユニバーサルデザイン 2020 とりまとめに向日身連からの意見

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
会 長 阿部 一彦

障害者権利条約締結に向けて行われてきた法律改正・制度改革などの集中的取り組みの成果を問う大きな機会である。障害者権利条約のスローガンでもある“私たち抜きに私たちのことを決めないで”を、『ユニバーサルデザイン 2020』の取り組みの基本的な考えとしていただき、障害による暮らしづらさは個人の問題ではなく、その多くが社会環境によるものとする社会モデルの考えを踏まえて、共生社会の実現に向け、施策の充実を図っていただきたい。

1. 心のバリアフリーについて

○教育に関すること

- ・教育の実施において早い時期からはじめ、子どもを通して家族へと広がることを期待
- ・教育の連携した取り組み（幼・小・中・高・大）（障害者差別解消法（条例）への理解促進（差別や合理的配慮の具体的事例と理解啓発）のための当事者からの発信を教育とのマッチング
- ・福祉講話の重要性からも講師の交通費等の経費負担の予算確保
- ・学生ボランティアの具体的取り組みの好事例の一般化
- ・体育授業では、障害児童・生徒本人の意思を尊重し、障害特性に配慮・工夫したユニバーサルスポーツとして一緒に授業に参加できる取り組み。“見学”の決めつけは可能性を摘みとることにほかならない。（現在、全国障害者スポーツ大会の冬季バージョンは実施されていない）
- ・スポーツや音楽芸術を通し、障害者との協働作業（障害の有無によらずともに主役）から生まれる障害への理解促進（パラ駅伝、演奏会、ダンスパフォーマンス等）

○災害・防災に関すること

- ・地域の防災訓練を考える上で、企画段階から一緒に参加できる体制整備が必要
- ・個人情報保護条例の壁の解消や、福祉避難所や避難所のあり方、避難誘導、自宅避難者等含めた支援体制を構築

○障害者差別解消法の理解促進に関すること

- ・国、地方自治体、民間の連携を基礎に、企業と障害者団体の協働事業（企業の役員・社員の研修教育、企業の好事例の発信等）のムーブメントの促進
- ・障害者も企業利益を担う同じ仲間という共通意識の促進
- ・誰もが『おもてなしの心』をもとに、互いに尊重し合うことを当たり前

2. 街づくりについて

- ・64年東京大会では交通システムの整備と洋式トイレの普及が街や人々の生活を大きく変えた。今大会の波及効果として差別なく“合理的配慮”を当たり前のこととして提供される社会の仕組みづくりを期待（外国の公園で、車いすでひっくり返った時、地元の人が駆けつけて助けてくれた）
- ・都市部と地方のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの街づくりの検討においては、地域間格差なく整備と地域の障害者の意見を反映（仙台市営地下鉄東西線全駅はスロープ無しで乗降可能）
- ・移動手段のバリアフリー化は社会参加促進の上で特に重要

（新幹線や在来特急は事前予約が原則。リムジンバス・観光バス・地方の路線バスや船舶及び船着場のバリアフリー化の未整備。都内の駅構内の地下通路等のエレベータの案内表示が分かりにくかったり、エスカレータから階段を使って地上へ出る経路も多く、また誘導経路図も分かりにくい。歩道橋は安全面優先で利用者には優しくない等、街には沢山のバリアがあるのが実情）

2016年6月7日

ユニバーサルデザイン 2020 DPI 日本会議意見

1. 基本理念

- (1) **国連障害者権利条約の理念を踏まえ「他の者との平等」を基礎に**
障害のある者もない者と等しく、すべての者が選択権を保障された生活を送れるように、環境を整備する。
街づくり整備の対象は、交通アクセス（タクシー、バス、空港アクセスバス、長距離バス、電車、特急、飛行機、船舶など）、商業施設、飲食店、宿泊施設、劇場・スポーツ観戦施設、公園など余暇活動を含めた日常生活全般に関わるものとする。
- (2) **国際的な整備基準を踏まえたユニバーサルデザイン整備**
国際パラリンピック委員会が策定した IPC アクセシビリティガイドは、競技場の整備にとどまらず、まちづくり全般のわたる基準を示している。これら世界的な整備基準を踏まえて街づくりを行う。
- (3) **当事者参画を基本とする**
大型施設、複合施設、ICT 等では、計画・設計、施工の各段階及び完成後の評価について当事者参画のもとに行う。
- (4) **緊急避難を想定する**
高齢者、障害者を含めたすべての人が安心して避難できることを想定した街づくりを行う。

2. 交通アクセスにおける問題点の解決を

- (1) **空港アクセスバスのバリアフリー化**
現在、全国の空港アクセスバスでリフト付き車両は2台しかない。車いす使用者は鉄道がない地方空港では空港から市内への移動方法がない。世界的に見れば、空港アクセスバスは先進国ではスロープ又はリフト付き車両の導入が進んでおり、日本は極端に遅れている。
- (2) **新幹線・特急車両におけるフリースペースの設置**
海外ではフリースペースを設けて、車いすで乗車可能な席が複数あるが、日本の新幹線・特急車両にはない。車いすを畳んで座席に移る構造で、移乗できない重度障害者は乗る場所がない。東海道新幹線は定員 1,300 人のうち、車いすは移乗座席が 2 席、車いすのまま乗車可能な席は多目的室に 1 台のみ(本来は体調を崩した人等が使う部屋)。
11号車の12列と13列の座席を取り外してフリースペースを作り、車いすが4台程度乗車可能としていただきたい。
- (3) **ハンドル形電動車いすの乗車制限の解除**
海外ではハンドル形電動車いすは一般の電動車いすと同じ取り扱いで公共交通機関も利用できる。日本だけが乗車制限を続けている。
- (4) **在来線は、一車両に1カ所のフリースペースを確保する**
生活スタイルの変化を踏まえ、すべての車両に1カ所以上車いす・ベビーカー等が乗車できるフリースペースを設ける。
- (5) **駅の規模に応じたエレベーター等の設置基準の見直し**
バリアフリー法では駅の規模に応じた基準が設定されていないため、1日に100万人以上利用する駅も、バリアフリールートはワンルートしかなく、11人乗りエレベーターが1台しかない。駅の規模に応じた整備基準が必要。
- (6) **駅ホームの隙間と段差の解消、ホームドア設置の推進**
車いす利用者が単独で乗降できるように、ホームと車両との隙

間と段差を解消する。台湾の地下鉄は段差がなく、車両は川崎重工製。海外では日本の技術で段差解消を実現している。さらに、ホームドアの設置を促進する。

- (7) **ユニバーサルデザイン (UD) タクシーの普及**
海外では UD タクシーが普及し、日本は著しく遅れをとっている。

3. 障害者差別解消法を踏まえた環境整備を進める

第五条では「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、…施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とある。これを踏まえた環境整備の推進を。

- (1) **店舗のUD化**
バリアフリー法では、床面積が 2,000 m²以上の特別特定建築物しか整備対象に含まれていないため、一般的な店舗の UD 化が全く進んでいない。新たにオープンする店舗でも段差や固定椅子等があり、車いすで利用できないものが続々とつくられている。この状況は 2000 年のバリアフリー法施行以前と比べて全く改善されていない。**飲食店を含めた店舗の UD 化を進める施策が必要**である。
- (2) **宿泊施設の UD 化**
バリアフリー法では、車いす使用者客室(バリアフリールーム)の 2%以上の設置を求めている。しかし、設置が十分進んでいないことと、バリアフリールーム 2%では対応出来ない問題の 2つの課題がある。まずは **バリアフリールーム 2%の整備を進める**こと、さらに、**一般客室の UD 化を推し進める施策が必要**である。
一般客室も段差を解消し、トイレ・浴室への間口を広げる(67cm程度)ことによって、手動車いす程度の大きさであれば利用可能となる。

4. 心のバリアフリー

- (1) **インクルーシブな社会はインクルーシブな教育から**
「心のバリアフリー推進」の目的は、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会、権利条約が目指すインクルーシブな社会である。「インクルーシブな社会はインクルーシブな教育から」と言われる。
「障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」(基本法第 16 条)をふまえ、**共同・交流学习の推進**とし、**共に学び日常的に接することをベース**に展開する。
- (2) **障害者権利条約の障害観の転換を学習指導内容に**
心のバリアフリーの内容は、**障害者権利条約や障害者基本法で示されている「権利の享有主体」「社会モデル」**の理解を深めるものとし、学習指導内容等に反映する。
- (3) **障害当事者を講師とした研修の実施**
公共交通・宿泊施設・商業店舗等の職員には、**当事者を講師とした研修**が必要である。当事者の生の声を聞き、対話することが理解を進める。さらに直接声を聞くことで議論ができる。

2016年6月7日

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省庁等連絡会議(第2回)意見

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会

<教育>

障がいのない子どもと障がいのある子どもたちが、共に体育の授業に参加することによって得られる効果は大きい。

具体例.

- ・教師への情報提供するガイドブックを制作し、全国の小中学校へ
参考)オランダのガイドブック ‘Having fun together through sports’
- ・教員免許更新時の「心のバリアフリー」研修の推進。

<企業>

多様な人材が組織の中において、かつ、それぞれが活躍できる環境を整備することは企業が成長するチカラになる。

具体例.

- ・障がいのある人が活躍しやすい環境の好事例について、当事者から情報提供

<交通アクセスの整備> ~2020 大会とその後~

- ・新幹線の車いす対応座席の拡大
- ・UD バス、UD タクシーの普及
- ・飛行機の使いやすさ向上(心のバリアフリー)

○心のバリアフリーとは・・・

自分とは異なる考え方や行動をとる人がいることを、それぞれが理解した上で相互に理解を深めようとコミュニケーションを取ること。

健常者が「障害者を理解する」という一方通行のものではない。

○パラリンピアンが講演会で伝えていること

- 諦めない心、工夫すればできることがたくさんあること
- 異なる視点がたくさんあることへの気づき
- 他者の多様性に気づき、自分の中の多様性を認められる。「生きる力」



全国手をつなぐ育成会からの意見表明(会長 久保厚子)

(全体に関することとして)

○共通点を生かしたバリアフリー化(ユニバーサルデザイン化)を

全国手をつなぐ育成会連合会としては、主に知的障害のある人に関する配慮等を提案しますが、内容によっては高齢者や児童または外国籍の人などにも有効な事項が含まれています。2020年までには、あと3年半程度しかありません。各団体からの提案が出そろったら、事務局において共通化できる項目を抽出し、共通化できる部分と個別性の高い部分を峻別した上で、共通化できる部分を優先的に事業着手するなど、確実にバリアフリー化が進むような対応をお願いいたします。

(心のバリアフリーに関して)

○学童期からの障害理解の促進

一般の小中学校や高等学校において、知的障害のある子どもたちとふれあい、障害について理解する機会を積極的に設けて下さい。特別支援学校の整備により、知的障害のある子どもたちも学習の機会を保障されたことは評価しますが、一方で、一般の子供たちとは別の学校に通うことで、その障害のある子どもの存在が地域の中で「見えなく」なってしまうという負の側面も生じています。また、地域の小中学校では、一般の子どもたちから「いじめを受ける」という声が現在でも幾つも聞こえてきます。一般の子どもたちも障害のある子どもと接する機会が少なく「障害とは何か」を肌身で学ばないまま社会に出ることになります。多様性のある社会の実現といった観点から、このことは大きな課題であると考えています。育成会連合会では、地域の育成会の活動として、子どもたちに「知的障害とはどういった障害か」をロールプレイや疑似体験などを交えて伝える取り組みを広めています。また、紙芝居や絵本のような小冊子を利用した取り組みもあります。こうした取り組みが普及し、学童期からの障害理解が促進されるよう、学校教育の取り組みを国としての後押しをお願いいたします。

○障害者自身が障害を認識・理解するための支援を

障害者差別解消法における合理的配慮においては障壁の除去を意思表示する必要があるなど、物心両面のバリアフリーを進めていくためには、障害のある人自身が自らの障害状況を認識し、必要な援助を理解することが重要となります。しかし、我が国においては知的障害に関する明確な定義が存在せず、知的障害のある人が自身の障害を理解する機会が乏しい状況にあります。特に知的障害のある人は知的発達に関する障害を有しており、ただでさえ概念的に分かりにくい知的障害のことを認識・理解するためには相応のプログラムが必要になると考えられます。

育成会連合会においては、知的障害のことを自ら認識・理解することができる「知る・見るプロジェクト」を展開しており、こうした取り組みを広げることが重要と考えます。

(街づくりに関して)

○情報に関する配慮

知的障害のある人は難解な活字情報や抽象的な概念を理解するのが苦手です。このため、オリンピック・パラリンピック関連施設をはじめとする施設整備にあたっては、情報を端的かつ具体的に伝えるような工夫・配慮をお願いします。

その際は、大阪手をつなぐ育成会が作成した「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」

(平成27年度・厚生労働省障害者総合福祉推進事業)など知的障害者向けの情報提供に関して蓄積された知見を活用するようお願いいたします。

○設備面での配慮

知的障害のある人や自閉症の人などの場合、町中で多くの刺激に晒されることでパニック状態になったり、心の面で不安定になる人もいます。そうした人が落ち着くためにも利用できるよう、例えば多目的トイレを複数設置し、かつ知的障害のある人が支援者や家族といっしょでも使いやすいように表示上の工夫をお願いいたします。また、大人の障害のある人のオムツ交換の場所がありません。多目的トイレの壁面に収納式の簡易ベッドを取り付けるなど、オムツや衣類の交換ができるような整備をお願いいたします。

○利用客の多い駅等には駅員を

知的障害のある人の場合、ターミナル駅やバス発着場で行き先に迷ったり券売機の使い方が分からなかったりすることも少なくありません。そうした場合に補助してくれる係員がいれば問題ないのですが、最近は係員を置かずに電話対応のみ行うところも増えています。利用客の多い駅やバスターミナルなどでは案内の係員を置くようにご配慮ください。

○知的障害への理解促進を

知的障害のある人が社会に出て活躍するためには、福祉関係の支援だけでなく、一般市民の手助けが重要になることもたくさんあります。そのためには、広く多くの市民に、知的障害の特性だけでなく、知的障害のある人が困っている時にどのように手助けしたらいいかなどを知ってもらう必要があります。知的障害への社会的な理解促進、啓発には公的な力が欠かせません。国として障害者への理解促進や啓発の推進をお願いいたします。

一般財団法人全日本ろうあ連盟からの意見表明

音や音声を聴き取ることが困難な聴覚障害者は、外見からは聞こえる人と何ら変わらないことから、なかなかバリア・障壁の存在や配慮の方法について理解されにくい面があります。

例えば、街の中を見渡してみますと、行政機関や事業者等の周知ポスターの問い合わせ先が電話番号のみになっていたり、緊急時の車内アナウンスや、自動券売機・エレベーター・銀行のATM等のインターホンなど「音声対応」になっているものが多数を占めていることに、皆さまはお気づきにならないと思います。なぜなら、皆さまにとっては音声での情報獲得が当たり前だからです。

みなさん、自分が言葉をどうやって身につけたか思い起こしてみてください。まず、赤ちゃんの頃から、母親からの語りかけや周囲の会話から自然に言葉を身につけていったのではないのでしょうか。しかし、私たちは母親からの語りかけや周囲の会話も聞こえず、ろう学校で苦勞して日本語を学び、身につけていくのです。聞こえないということは、どれだけ大変なのか少しでも分かって頂ければと思います。

学校や職場においても、口話・筆談だけのコミュニケーションでは、1対1の場面（面接等）でも自分の思いを十分に伝えることが出来ず、1対複数の場面（朝礼・会議・研修・資格取得等）ではなおさらです。私たちは手話言語によるコミュニケーションが必要です。

委員の皆さんは、車椅子や盲についての意見はたくさん出てきますが、「聞こえない人は何が困っているのか」を説明することはできないと思います。

前回の会議やパーティーでも、聴覚障害者のところに話しかけてくる人はほとんどおりません。こちらが話しかけなければならない、これが日本の「バリア」の現状です。

このように、日常生活から教育、労働などあらゆる場面において、「コミュニケーションと情報アクセスの困難」が、聴覚障害者の社会参加を阻むバリアになっています。コミュニケーションや情報アクセスの保障があつて、初めて、聞こえない人は意思表示・意思決定ができます。現在、全日本ろうあ連盟は、手話に対する理解や手話による情報取得、手話による意思表示、手話による教育を守るために、手話言語法制定運動に取り組んでいます。

今年（2016年）、手話言語法を求める意見書が全1,778自治体で採択され、手話言語条例を制定した自治体は47自治体になり、今後も増加しつつあります。

また、全国市長会や全国都道府県議長会も手話言語法を求める決議を採択しました。

明日6月8日には、224自治体（5/30現在）が加盟する手話言語条例市区長会が発足します。

国民、そして私たちが待ち望む「手話言語法」の一刻も早い制定を国に求めています。

全国に先駆けて、2013年に手話言語条例を制定した鳥取県では、県民が手話を通じてろう者とコミュニケーションを取り、ともに助けあい安心して暮らせる鳥取県を目指し、取り組みが進められています。県内のすべての小中高校に「手話ハンドブック」を配布し、また県民や事業者向けに手話講座の開催支援、手話推進員の配置、ろう学校等の教員の手話技術向上や公共機関や行政窓口におけるICTによる遠隔手話通訳サービスが始まっています。その効果により、今や鳥取県を訪れる県外からのろう者にとっても、鳥取県は羨望の目で見られています。

私たちが求める「手話言語法」が制定されれば、コミュニケーションや情報アクセスの言語的バリアが解消され、私たちは聞こえなくても手話で意思表示、意思決定できることが保障されるのです。それが出来てこそ、本当の「心のバリアフリー・街づくり」になります。

守る会からの意見表明

全国重症心身障害児（者）を守る会

重症心身障害児（者）（以下「重症児（者）」といいます。）とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ障害者のことをいい、ほとんど寝たままで自力では起きあがれませんし、食事や排泄など全面介助と医療的ケアを必要とする者が大多数です。

私たち守る会は、前回の東京オリンピックが開催された昭和 39 年に会を創立し、「例えどんなに障害が重くても真剣に生きているこの命を守って欲しい」と訴え、「社会の一番弱いものを切り捨てることは、その次に弱い者が切り捨てられることになり、社会の幸せに繋がらないのではないか」と訴え理解を求める運動を進めてきました。

以来 50 年、多くの方々のご尽力により、今日、どんなに障害が重くても、一人ひとりに合った医療・福祉・教育に取り組んでいただき、重症児（者）施策は世界のトップランナーといわれています。

学校、家庭、職場においても必ず最も弱い者はいますが、私たちは、障害を持つ自分の子どもだけを守るのではなく、「最も弱い者を一人もれなく守る」を基本理念に活動しています。

重症児（者）は、生きていることによりイノチの大切さを世間に訴え、私たちは、侵すことのできない命の尊厳を互いに認めあう人間成熟社会を目指しています。そして、これこそが、今回のテーマの一つとなっている「心のバリアフリー」社会だと思います。

オリンピック・パラリンピックの開催を機に、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう「心のバリアフリー」を積極的に展開するためには、特に幼児（小学生）の時から、障害者と交流することが重要であり、①普通の学校と特別支援学校等との交流、②全国で約 200 か所ある重症児（者）施設等でのボランティア体験、③在宅で生活している重症児（者）家庭へのホームステイ、等を通じ、例え声は発しなくても懸命に生きている重症児（者）を理解し、侵すことのできない命の大切さを身をもって学ぶことこそ心のバリアフリー社会実現への道だと確信しております。

また、日本を訪れた人々が重症児（者）施設の訪問や重症児・者を抱える保護者等との交流を通じて、我が国の重症児（者）施策を知ってもらうことができれば、“世界中の人たちとの心のバリアフリー”につながることでしょう。

さらに、ある程度の経費が必要かもしれませんが、各県 1～2 台、車いす用のリフトバスを設置していただきたいことでもあります。旅行会社・旅行エージェン트가、障害者や高齢者を対象としたツアーを企画したとしてもバス会社にリフトバスが無いので実行できていません。リフトバスは緊急時に障害者や高齢者を一気に移動させることもでき、また健常者と一緒の修学旅行等にも活用できます。リフトバスの設置で重症児（者）の日常生活も広がり、2020 年はまさに記憶に残る年になるのではないかと思います。

2020 年のオリンピック・パラリンピックの東京での開催を機に、障害児（者）が地域の中で共生できる、住みやすい環境をつくるとともに、侵すことのできない命の尊厳を互いに認めあう社会、いわゆる心のバリアフリー社会が実現することを願って意見発表を終わります。

公益社団法人全国精神保健福祉会 野村忠良 2016年6月7日

◇「心のバリアフリー」

◆学校教育の中で、学習指導要領と教科書に反映すべきこと

- 個人個人の「尊厳」を、一人の例外もなく大切にするコミュニケーションのあり方を、授業の中で実践し体得していきけるようにすべきである。障害があっても、尊厳はなんら変わらないことを徹底して教育すべきである。
- 学校で、お互いに「傾聴」できる能力を身につけることも大切である。周囲の人に関心を持ち、温かい言葉かけや係わりが自然にでき、人の話を心をこめて聴ける能力を授業の中で養う。授業の中でグループに分かれてロールプレイで実演し、議論を重ねて身につける。自分自身の心をオープンにして言葉にして伝え、皆の中で受け止められる安心感を体験する。聴くほうも、相手の話を思いやりを持って聴く態度を養う。人間関係の素晴らしさに気付かせる。質の高いコミュニケーションができるようになると楽しいという体験ができるようにする。障害がある方との信頼関係が深まると、同じように充実した楽しい会話になることも学ぶ。精神障害の発生を防ぐためのオープンダイアログという技法がフィンランドで開発され実績を挙げている。「開かれた対話」の技法を専門家が用いて成果を挙げた。日本では、東京国際大学の松本すみ子教授の「メンタルと福祉教育」が良い。
- 教師は、生徒が自分と周囲の人の心の状態に関心を持ち、肯定的に思いやりを持って対話を重ねられる態度を身に着けるように導く。人や自分の良いところ、強いところをお互いに見つけて認め合う態度を養う。弱いところは支えあう態度を身に着ける。誰も孤立しないように、気を配る習慣を生徒が身に着けられるようにする。教育水準を高く保つ
- 心に「不調」を感じたら、親しい友人や教師に気軽に打ち明けられる雰囲気を学校の中に広げておくことが大切である。「心の不調」について打ち明けられても、打ち明けた人が安心できるよう、肯定的な温かい態度で聴いて返答できるような態度を身に着ける。その時に、奇妙なことを話されても、否定せずに一応は聴いて、後で教員やスクールカウンセラーにも相談するよう、本人に勧める。相手をありのままに受け止めて思いやる態度を養う。これは、教室に留まらず、Ex 浦和レッズハートフルカップスマイルサッカー大会や埼玉カンピオーネ、精神障害者フットサルなどの競技を通じても取り組める。
- これらの人間関係の作り方を身に着けてから、精神疾患の特徴について簡単に学ぶ。奇妙な言動は、精神疾患から生まれることもあるが、周囲の人々や専門家の適切な支援を受ければ、快方に向かうことを知っておく。
- 年齢に応じ、精神障害を体験した方と自然に交わる機会をつくる。後日、その経験をふまえ、学校でグループで感想を率直に話し合うなどして、偏見にとらわれないで精神障害者の姿をありのままに受け止める心理的作業を行い、社会で共に生きるのが当たり前という気持ちが育つようにする。
- 質の良いコミュニケーションは、健全な自己形成に無くてはならないものであることを学ぶ。
- 「尊厳」に関する人間関係での好ましいエピソードや、障害がある方と普通の人との好ましい助け合いの実話などを教科書に掲載する。そのような体験が、人生を高め深めることを知るようにする。
- 「心の不調」への対処は、心理面とソーシャルワークでの支えを基本とする。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの心理的支援、ソーシャルワークでの支援を中心とし、精神科医は心理的・社会的支援の効果が無いことが確定的になったとき、最後にその一端を担う。

◆母親・父親への社会の支援体制

- 人と人とのコミュニケーションは、生まれたときの母親・父親とのコミュニケーションから始まる。この段階から、安定した豊かで温かい人間関係の基礎が育っていく必要がある。母親・父親の人間としての心の安定と成熟、及び子育ての能力獲得が重要である。母親・父親への社会の支援体制を整える必要がある。

◇「街づくり」

- 精神障害になると注意力が低下する。案内表示は、どこに居てもすぐに分かるように目立ちやすく分かりやすくする。
- ホームドアを早急に普及させる。自殺願望を多くの精神障害者がもっていて、電車がホームに入ってきたときに突然、衝動的に飛び込むことがある。
- トイレのいっそうの整備が必要である。障害者用のトイレの増設の他、一般トイレの個室の数に余裕があるようにしてほしい。精神障害者は向精神薬の副作用で重い便秘になり、下剤が投与されて下痢になることがよくある。トイレの案内表示も分かりやすくしてほしい。
- 外出中に急に心身の状態が悪くなることもある。また、障害によるトラブルが発生することもある。そのときに助けを求めることができる窓口を、交番と合わせて街のなかにたくさん設けてほしい。しばらく横になって休める場所を用意してほしい。
- 街の中の木陰にベンチを設置して、休めるようにしてほしい。精神障害があると疲れやすい。

以上

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議
座長 遠藤オリパラ大臣

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

心のバリアフリー・街づくり分野に関する要望書

日頃より、発達障害者の福祉向上について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。障害者のユニバーサルデザインに関する取り組みは近年前進してきましたが、発達障害者にかかる心のバリアフリーと街づくりの取り組みについて、一層の拡充のため、以下の内容について要望いたします。

記

1. 心のバリアフリー

どこか障害と聞くと、障害者との間に線引きをして構えてしまったり、どうしたらいいかわからず動揺してしまう方も多いのではないかと思います。そういったことから、小さい頃からの障害に対する教育が必要だと感じており、子供への教育を通じて大人の意識改革を行い、国民全体の「心のバリアフリー」を進めていただきたい。

「心のバリアフリー」とは、障害に特化したものを指すのではなく、目の前に困った人がいたら助ける、自分も困った時には助けてもらうといった、日々の生活の中での支え合いだと考えます。よって、障害を「対岸の火事」として捉えるのではなく、相手や自分の困り感や躓きやすさとして捉え、そこに目を向けて、また、そもそも自分と相手は違っていい、違っていいことを前提とした、理解を深める教育が社会全体に対して必要だと考えます。

その上で、ぜひ、発達障害の事をとっかかりとして、発達障害を持つ人への対応が、先に述べた困り感や躓きやすさに目を向けた支援、つまりは心のバリアフリーに活かせることから、発達障害を上手く使っていただきたいと考えております。

1) 教育

①すべての子供達に「発達段階に応じた切れ目のない」心のバリアフリー指導を

心のバリアフリーの指導を充実させるために、教科書等への反映が必要であるが、教科書等への反映においては、福祉と教育が同じテーブルについて、タッグを組んで作る事が重要であると考えます。従来の縦割りではなく、横串の活動が指導の充実へとつながると考えます。

②すべての教員の「発達障害」理解を

特に発達障害は、近年注目されてきた障害であることも含め、学校現場の先生方の中にも対応に苦慮されている方が多いとも伺っており、新任教師のうつ病も深刻な問題となっています。文科省の調査では、通常学級に在籍する発達障害児は6.5%と公表されております。よって、研修などで教員が発達障害の理解を深めることはもちろんであるが、教員養成課程や教員免許取得時に発達障害を理解していることが必要条件となるような制度を作っていただきたい。発達障害は発達段階によって特性の見え方が変わるなど、発達段階に応じた対応が必要であることも理解していただきたい。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮は教員側からの一方通行で判断するのではなく、本人の「意思表示」に基づいた配慮であっていただきたい。

③「多様性を認め合う」授業の全面展開を

障害者は隔離されるものではなく、また障害者との交流は特別なものとして行われるのではなく、日常生活において常にかつ自然に交流が深められるべきものだと考えます。常にかつ自然に交流を深めるためには、違いを認め合うこと、多様性を認め合う授業の全面展開が必要不可欠だと考えます。

2) 企業における「心のバリアフリー」への積極的な取り組み

①「メンタルヘルス問題」を通して発達障害理解・教育の実施

企業においてうつ病や休職者など、メンタルヘルスの問題は深刻であるが、その背景に発達障害が一因となっている場合が多くあります。うつ病など状況が悪化して自身の発達障害に気がつく成人も多く、事態が深刻化してからは、企業側も社員も両者にとってダメージが大きいことから、企業と社員の双方に対して発達障害の理解を深める教育の実施をしていただきたい。

②その人が活きる、活躍できる「適材適所」の人事を

発達障害を持つ人の就労問題は深刻化しているが、その原因の多くはその人が活きる、活躍できる部署に配属がされていないことが多い。計算は苦手でも、発表は得意など、その人の特性つまりは個性が活かされる、活躍できる人事をお願いしたい。

3) 障害者自身の能動的な「心のバリアフリー」への取り組み

①健全者が作ってしまうバリアの理解

真の心のバリアフリーを実現するには、障害者自身が障害について一方的に理解を求めるだけではなく、相手がなぜ理解できないのか、なぜバリアを作ってしまうのかを理解することも必要であると考えます。バリアを作ってしまう原因には、ただ単にわからない、どう接していいかわからないなどの不安や戸惑い、うまく接しられるかわからないといった躊躇などがあることを障害者自身も関係者も理解することが、双方向理解につながり、真の心のバリアフリーの実現になると考える。

②障害者の意思決定支援の制度化

障害者自身が能動的に心のバリアフリーに取り組むためには、自身の障害を表現する力を身につけることが必要であるが、コミュニケーションが苦手、自身の意思を表明することが困難な発達障害においては、意思の表明を支える意思決定支援制度が必要不可欠であると考えます。障害者差別解消法における合理的配慮においても発達障害者自身の意思表示に基づいて行われることが重要です。よって、第三者の関与を含む意思決定支援会議の開催、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援計画の作成という3つの要素が必須のものとなると考えます。

2. 街づくり

1) 多機能トイレを進化させた「新たな概念」のトイレを

見た目は普通であっても、異性同伴、母子同伴でトイレを利用したい発達障害者を持つ人がいることの理解促進をしていただきたい。その上で、発達障害に限らず、LGBTの方などが人目や周囲を気にせず、性別や年齢を超えて利用できる多様性に応じたトイレ、つまり今までにない新たな概念のトイレを作り、オリパラのレガシーとしていただきたい。

以上

ユニバーサルデザイン2020に対する意見

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

1. 学校教育について

障害者理解の促進のため、子どもの発達段階に応じた障害者理解のための教育カリキュラムを策定し、学習指導要領に盛り込むとともに、当事者を交えた「障害者理解教育」が促進されるよう体制の整備を要望します。

特に、中途視覚障害、ロービジョン(弱視者)理解については、未着手と言っても良い領域であり、拡大教科書・デジタル教科書の導入と併せてロービジョン理解のためのカリキュラム策定とそのための研究を促進する体制の整備を要望します。

(理由) 障害理解は子供の発達段階に応じて障害特性の理解を進めることが最も効果的であるところから、それぞれの段階に応じた教育を促進することを通じて、他者理解や障害者への配慮などについて自然に身につける機会を提供する必要があるため、体制の整備を要望します。

2. 障害者が暮らしやすい街づくりについて

障害者の移動と行動を円滑にする設備や都市計画策定(ハード面)の事業の実施に加え、「中心市街地活性化に関する法律」「商店街再生事業」などの計画策定・事業実施にあたっては、必ず視覚障害者の代表者を加えた策定委員会などを必ず設置し、地域住民や地域事業者などが障害者理解を深めることを盛り込み、ハード面のみでは達成できない地域連携など「ソフト面の支援」が行われることを要望します。

(理由) スラロップの設置や視覚障害者用誘導ブロックの敷設など、国や自治体が管轄している道路や公共機関についてはバリアフリー化が進んでいるが、民間の施設・商店が並ぶ商店街などでのバリアフリー化については連続性が失われるなどの課題、商店街には点字ブロックを敷設できないなどの課題があり、地域連携の中でこれらの課題を克服するための地域連携施策を制度化するため、法整備等を要望します。

3. 施設内のバリアフリー化について

公共の施設や民間の施設における視覚障害者の移動を保障し、高齢者と車いす使用者にも優しい点字ブロックの敷設を実現するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等を障害者の実情に適合できるよう改正を要望します。

(理由) 現行法の施行により道路その他の施設、公共交通機関におけるバリアフリー化は促進されているが、視覚障害者が建物内、殊に民間施設や病院内において移動するための設備が普及していないところから、同法を改正し、これらの施設内において車椅子の方でも横断しやすい高さ 2.5mm の視覚障害者用誘導ブロックや、人の介助を期待し難いトイレやトイレ便房内の音声案内設備の普及を促進するため、関係法令の改正を要望します。

4. 災害時におけるバリアフリーについて

災害によって住む場所を失い、避難所や仮設住宅で暮らす視覚障害者に対する移動と生活を保障するため、「災害対策基本法」をはじめとする関係法令を改正し、歩行訓練士が円滑に派遣される仕組みが盛り込まれることを要望します。

(理由) 視覚障害者は目視確認をしながらの移動は根本的に難しいため、初めて来た場所で移動することは大変難しい。例えば、災害が発生し、避難所に避難する、又は仮設住宅に移住をした場合、施設の中も外も状況が分からず、移動することができず、大変な困難に遭遇します。そのため、新しい場所での移動方法を教える歩行訓練士の派遣が必要になるが、根拠となる法律などが整備されていないため、関係法令の改正を要望します。